TAC 弁理士講座

2027年合格目標

民法　基本講義
体験用テキスト

＜無断複製（コピー等）・無断転載等を禁じます。＞

第1章　民法の全体像

１．契約の成立

申込みと承諾の意思表示の合致

A――――――→合致←――――――B

売りたい　　買いたい

２．契約成立の効果

(1) 売買契約

例えば、ＡからＢが民法のテキストを買った場合

①　債権債務の発生

A――――――――――――――――――――→B

テキスト代金を請求できる（債権）

テキストを引き渡す義務がある（債務）

A←――――――――――――――――――――B

テキスト代金を支払う義務がある（債務）

テキストの引渡しを請求できる（債権）

②　物権変動

テキストの所有権（物権）が買主（Ｂ）に移転する。

(2) 賃貸借契約

例えば、大家ＡからＢが建物を借りた場合

①　債権債務の発生

A――――――――――――――――――――→B

家賃を請求できる（債権）

建物を使用させる義務がある（債務）

A←――――――――――――――――――――B

家賃を支払う義務がある（債務）

建物を使用させるよう請求できる（債権）

②　物権変動

Ｂは借りただけなので、所有権（物権）の変動は生じない。

３．契約に基づかない債権債務の発生

不法行為責任（709条）

A←――――――――――――――――――――――B

負傷　　交通事故

治療費等の損害を賠償する義務がある（債務）

A――――――――――――――――――――――→B

治療費等の損害賠償を請求できる（債権）

４．民法の基本原理

(1) 私的自治の原則

人は自らの自由な意思によってのみ、私法的な法律関係を形成できるとする原則をいう。すなわち、自らの意思によらなければ、権利を取得し、義務を負うことはないのである。これを具体化したものとして、①契約自由の原則、②過失責任の原則がある。

① 契約自由の原則：誰とどのような内容の契約を締結するかは、当事者の意思により自由に決定できるという原則

② 過失責任の原則：他人に損害を与えた場合でも、自己に過失がない限り、責任を負わないという原則

(2) 信義誠実の原則（１条２項）

権利・義務を有する関係にある者が、互いに相手方の信頼を裏切らないよう誠意をもって行動すべきことを要請する原則をいう。

この信義誠実の原則は、「信義則」として、法律行為の解釈の基準や法律に明確な定めのない部分を補充する役割がある。

(3) 権利濫用の禁止（１条３項）

形式的には正当な権利行使であっても、実質的に不当と考えられる場合に、法が権利行使の効果を認めないことをいう。

ex. 宇奈月温泉事件（大判昭10.10.5）、信玄公旗掛松事件（大判大8.3.3）など

契約（法律要件）により、法律効果が発生するまでのプロセス

成立要件

申込みと承諾の合致

↓

有効要件（第2章、第3章）

① 当事者に関わる各種能力

権利能力、意思能力、行為能力

② 意思の不存在

心裡留保、虚偽表示、錯誤

③ 瑕疵ある意思表示

詐欺、強迫

④ 内容に関わる要件

確定性、適法性、社会的妥当性

↓

効果帰属要件（第5章）

代理、法人の代表

↓

効力発生要件

条件：「弁理士試験に合格したら～…。」

期限：「今度、東京に雨が降ったら～…。」

↓法律効果の発生

物権的効果（物の所有権の移転など）

債権的効果（代金債務（債権）、引渡債務（債権）の発生など）

第2章　私権の主体

１．権利能力

(1) 意義：私法上の権利義務の主体となる地位・資格

(2) 始期・終期：原則として、出生に始まり（３条１項)、死亡により失う。

２．意思能力

(1) 意義：有効に意思表示をすることのできる能力
おおむね、７歳～10歳程度であれば認められる。

(2) 意思能力を欠く者の意思表示は無効となる（３条の２)。

３．行為能力

(1) 意義：単独で確定的に有効な意思表示をなしうる地位・資格

(2) 制限行為能力者

① 未成年者：18歳未満の者（４条）

原則：単独で法律行為を行うことができず、法定代理人（ex. 親権者、未成年後見人）の同意が必要となる（５条１項本文)。

例外：単に権利を得、義務を免れる行為（５条１項ただし書)
目的を定めて、又は定めないで処分を許した財産の処分（５条３項)
営業を許可された場合の営業行為（６条１項)
一部の身分行為（780条、961条)
取消し（120条１項)

② 成年被後見人：精神上の障害により事理を弁識する能力を欠く常況にある者であって、一定の者の請求により家裁の後見開始の審判を受けた者（７条)

原則：単独で法律行為を行うことができず、成年後見人の同意を得ても、単独で法律行為を行うことができない（９条本文)。

例外：日用品の購入その他日常生活に関する行為（９条ただし書)
身分上の行為（本心に復し、意思能力が認められる限り)
取消し（120条１項)

③ 被保佐人：精神上の障害により事理を弁識する能力が著しく不十分であって、一定の者の請求により家裁の保佐開始の審判を受けた者（11条)

原則：単独で法律行為をすることができる。

例外：13条に列挙された重要な法律行為をするには、保佐人の同意を要する。

④ 被補助人：精神上の障害により事理を弁識する能力が不十分であって、一定の者の請求により家裁の補助開始の審判を受けた者（15条)

原則：単独で法律行為をすることができる。

例外：13条に列挙された重要な法律行為の一部（当事者が申立てにより選択）をするには、補助人の同意を要する。

(3) 取消しの効果

制限行為能力者又はこれらを保護すべき立場にある者が、行為を取り消すことにより、初めからなかったこととなる（121条）。

すなわち、契約関係などが、初めからなかったことになるため、制限行為能力者が相手方から受け取ったものは、不当利得（703条、704条）として、相手方に返還すべきことになるのが原則である。しかし、121条の２第３項は、制限行為能力者の保護を徹底し、「現に利益を受けている限度において」返還すれば足りるとしている。この点、金銭を受け取った制限行為能力者が、生活費等の必要な出費に充てた場合には、現存利益ありと判断される。これに対して、浪費した場合には、現存利益なしと判断される。

４．制限行為能力者と取引した相手方保護のための制度

(1) 法定追認（125条）

追認することのできる者が、債務の全部又は一部の履行（同条１号）や履行の請求（同条２号）のように、取消しと矛盾するような行為を行うと、もはや取り消すことができなくなる。

(2) 取消権の消滅時効（126条）

取消権は、追認できる時から５年、行為の時から20年間行使しないときは消滅する。

(3) 催告（20条）

相手方が、追認するかどうかを確答するように求めることを催告という。有効に追認できる者に対してなされた催告は、確答が得られないと、追認したものとみなされる（20条１項２項）。単独では有効に追認できない者に対してなされた催告は、確答が得られないと、取り消したものとみなされる（20条４項）。

(4) 制限行為能力者の詐術（21条）

「詐術」とは、制限行為能力者が相手方に自分が行為能力者である（又は、法定代理人等の同意を得ている）と誤信させるような行為を行うことである。この点、黙秘も「詐術」にあたるかについて、判例（最判昭44.2.13）は、「単なる黙秘では、「詐術」にあたらないが、それが制限行為能力者の他の言動などとあいまって相手方を誤信させ又は誤信を強めたものと認められるときは、「詐術」にあたる」としている。

第3章　法律行為

第1節　序論

民法をはじめ多くの法律は、要件と効果から成り立っている。すなわち、民法では、売買契約という契約を締結することにより、債権債務の発生、所有権の移転という効果が発生する。民法以外でも、例えば刑法では、人を殺すという犯罪行為を行うことにより、死刑・無期又は５年以上の有期懲役という刑罰が科せられるという効果が発生する。このように、〇〇を行えば、××という結果となるという関係における、前者を法律要件、後者を法律効果という。民法において、この法律要件の中でも、特に意思表示を中核とするものを法律行為という。

第2節　客観的有効要件

１．確定可能性

内容が具体的に確定していない契約を締結しても無効である。例えば、何か売る・何か買うというような売買契約は無効となる。

２．適法性

強行法規(当事者の意思によっても排除することができない規定)に反する内容の契約は無効である。

３．社会的妥当性

公序良俗に反する契約は無効である（90条)。例えば、麻雀に負けたら100万円払うというような契約は無効となる。

第3節　主観的有効要件

１．意思表示の構造

動機	本物のDiorのバッグがこの値段で買えるなら
↓	↓
内心的効果意思	買いたい
↓	↓
表示意思	買いますとお店の人に言おう
↓	↓
表示行為	このバッグをください

２．意思の不存在

内心的効果意思と表示行為に不一致があること

(1) 心裡留保（93条)

①　意義：表意者が真意でないことを知りながら意思表示をすること

ex. あげる（贈与する）つもりもないのに、この車をあげる（贈与する）と表示したような場合

② 効果

原則：有効（１項本文）

∵表意者を保護する必要がない。

例外：相手方が真意を知り又は知ることができたときは、無効（１項ただし書）

∵悪意・有過失の相手方は保護に値しない。

意思表示の無効を善意の第三者に対抗することができない（２項）。

A・・・・・・・・→B――――――→C

心裡留保　悪意　善意

(2) 虚偽表示（94条）

① 意義：相手方と通じて真意でない意思表示をすること

ex. 税金逃れのために、AがBと通じて、A所有の土地をBに売ったことにするような場合

② 効果

原則：無効（１項）

∵このような意思表示は法的保護に値しない。

例外：「善意の第三者」に無効を対抗できない（２項）。

③ 「第三者」（94条２項）の意義

当事者及び包括承継人以外の者で、虚偽表示に基づき、新たに独立の法律上の利害関係を有するに至った者

（該当例）

・仮装譲受人からの転得者

・不動産の仮装譲受人から抵当権の設定を受けた者

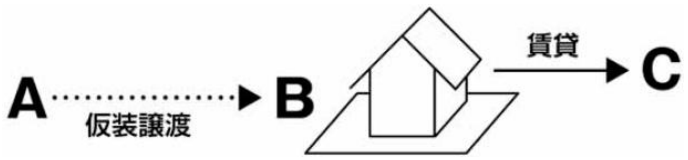
・仮装譲渡された物を差し押えた債権者

（非該当例）

・一番抵当権が仮装で放棄された場合の二番抵当権者（∵**新たな**利害関係人ではない）

・債権の仮装譲受人から取立て目的で債権を譲り受けた者（∵**独立の**利害関係人ではない）

・土地の仮装譲受人が土地上に建築した建物を賃借した者（∵**法律上の**利害関係人ではない）



論点１：第三者の保護要件

主観的要件～無過失の要否

結論：善意のみで足り無過失は要しない（大判昭12.8.10、通説）。

理由：①　真の権利者の帰責性が大きく、第三者を保護すべき必要性が高い。

②　94条２項の文言上、「善意」のみで、無過失を要求していない。

登記の要否

結論：対抗要件としての登記、権利保護要件としての登記、ともに不要である（最判昭44.5.27、通説）。

理由：（対抗要件たる登記に関して）94条２項は、第三者との関係において、虚偽表示による譲渡行為が有効なものと見ることができるから、真の権利者と第三者との関係は、前主・後主の関係であり、対抗関係ではない。

（権利保護要件たる登記に関して）真の権利者の帰責性が大きく、第三者に権利保護要件としての登記を要求するのは利益衡量上、妥当ではない。

論点２：善意の転得者が「第三者」に含まれるか

１．問題の所在

ＡはＢと通じて、自己所有の土地をＢに売却したように装ったが、Ｂは、ＡＢ間の通謀虚偽表示につき悪意のＣに同土地を売却した。さらに、Ｃは、ＡＢ間の通謀虚偽表示につき善意のＤに同土地を転売した。

Ａ・・・・・→Ｂ――――→Ｃ――――→Ｄ

通謀虚偽表示　　悪意　　善意

２．学説・判例

結論：転得者も「第三者」に含まれる（最判昭45.7.24）。

理由：有効な譲渡があったものと信じて取引に入った者を保護すべき要請は、転得者であっても同様に妥当する。

論点３：善意の第三者からの悪意の転得者

１．問題の所在

ＡはＢと通じて、自己所有の土地をＢに売却したように装ったが、Ｂは、ＡＢ間の通謀虚偽表示につき善意のＣに同土地を売却した。さらに、Ｃは、ＡＢ間の通謀虚偽表示につき悪意のＤに同土地を転売した。

Ａ・・・・・→Ｂ――――→Ｃ――――→Ｄ

通謀虚偽表示　　善意　　悪意

２．学説・判例

絶対的構成

結論：善意の第三者は絶対的に権利を取得し、転得者は善意・悪意を問わず、その地位を承継する。

理由：①　反対説によれば、権利を失った悪意の転得者が善意の前主に追完請求等（562条以下）できることになり、善意の第三者保護の実質が失われる。

②　法律関係の早期安定を図る必要性がある。

相対的構成

結論：悪意の転得者は前主の権利を承継できない。

理由：94条２項は、外観法理に基づき、取引の安全を図る趣旨であるから、真の権利者を犠牲にしてまで、悪意者を保護する必要はない。

論点４：94条２項の類推適用の可否

94条２項は、虚偽の外観作出につき帰責性のある権利者の犠牲の下に、その外観を信頼した相手方を保護するための外観法理に基づく規定であるため、①虚偽表示がなくとも虚偽の外観が存在し、②通謀がなくとも外観作出についての帰責性が認められ、③それに対する第三者の正当な信頼があれば、同条項を類推適用することができると解する。

※　類推適用（解釈）

条文そのものの場面ではないが、類似性が認められるので、その類似の場面にも適用する手法。例えば、「マンションで犬を飼ってはいけない」という規則があった場合、その趣旨は、マンションで動物を飼ってはいけないという趣旨であると捉え、猫やその他の動物も飼ってはいけないと解釈することである。

論点５：94条２項類推適用における第三者の保護要件

１．94条２項類推適用（意思外形対応型・典型例）

事案

Ｂが土地の所有者Ａに無断で自己名義で登記していたが、Ａはこれを知りながら長期間放置していたところ、Ｂがこれを奇貨として事情を知らないＣに譲渡した場合

最判昭45.9.22

結論：94条２項類推適用により、Ａは、善意の第三者Ｃに対して、所有権がＢに移転していないことを対抗することができない。

理由：①　94条２項の趣旨である権利外観法理から、①虚偽表示がなくとも虚偽の外観が存在し、②通謀がなくとも権利者に外観作出についての帰責性が認められる場合には、③それを正当に信頼した第三者に対して責任を負うべきである。

②　帰責性の大きい権利者との利益衡量上、第三者保護の要件を厳格に考える必要はない。

２．94条２項類推適用・110条の法意型（意思外形非対応型）

事案

土地の所有者ＡがＢと通謀の上、売買予約を仮装してＢ名義の所有権移転請求権保全の仮登記をしたところ、ＢがこれをＡに無断で本登記にした上で、甲土地をＢの所有に属するものと過失なく信じたＣに譲渡した場合

最判昭47.11.28

結論：94条２項、110条の法意に照らして、Ａは、善意無過失の第三者Ｃに対して、所

有権がＢに移転していないことを対抗することができない。

理由：意思外形非対応型の場合には、第三者の過失を考慮することで真の権利者と第三者保護との利益衡量を図ることができる。

３．94条２項類推適用・110条類推適用型

事案

Ａは、Ｂの仲介で取得した甲土地の賃貸に係る交渉、契約書作成、敷金受領等をＢに委ねるとともに、甲土地の管理を業者に委託するための費用として240万円をＢに交付した。その後、甲土地は、第三者に賃貸されたが、Ａは、Ｂから前記240万円の返還手続のために必要だと言われ、甲土地の登記済証と印鑑証明書をＢに預けた。さらに、Ａは、売却の意思もないのに、内容を確認せず、Ｂの言われるままに、甲土地をＢに売り渡す旨の契約書に署名押印し、そのまま実印をＢに手渡した。Ｂは、その場で甲土地の登記申請書にＡの実印を押印したが、Ａはこれを漫然と見ていた。Ｂはこれらの書類を用いて、甲土地につきＢへの所有権移転登記手続を完了した上で、甲土地をＢの所有に属するものと過失なく信じたＣに譲渡した場合

最判平18.2.23

結論：94条２項、110条の類推適用により、Ａは、善意無過失の第三者Ｃに対して、所有権がＢに移転していないことを対抗することができない。

理由：①　Ａは、自ら虚偽の外観を作出したわけでもなく、虚偽の外観を承認したともいえないが、110条の類推適用により、Ａは、Ｂの不動産に関する行為を自らの意思に基づく行為と同様に引き受けなければならない帰責性を否定することができない。

②　第三者の過失を考慮することで真の権利者と第三者保護の利益衡量を図ることができる。

(3) 錯誤（95条）

①　意義

a．内心的効果意思と表示の不一致を表意者が知らないこと（１項１号）

内容の錯誤：効果意思と表示意思との間に錯誤があること。

ex．ソフトクリームとアイスクリームは同じものだと考えて、アイスクリームを注文した場合

表示上の錯誤：表示意思と表示行為との間に錯誤があること。

ex．ソフトクリームを注文しようと考えて、かき氷をくださいと言ってしまった場合

b．動機の錯誤:表意者が法律行為の基礎とした事情についての認識が真実に反すること（１項２号）

ex．本物のDiorのバッグだと思って購入したが、実は偽物であった場合

<MEMO>


TAC